

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	介護保険料段階の判定に用いる所得指標の見直しに伴う介護保険システム（ホストシステム）の改修について（情報項目の追加）
----	--

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）

（担当部課：福祉部介護保険課）

事業の概要

事業名	介護保険料算定業務
担当課	介護保険課
目的	介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成30年4月1日施行）により、介護保険料段階の判定に用いる所得指標が見直されることに伴い、当該所得指標により介護保険料の賦課を適正に行う。
対象者	介護保険における新宿区の第1号被保険者（65歳以上の者。以下「第1号被保険者」という。）
事業内容	<p>概要</p> <p>1 介護保険料段階の判定に用いる所得指標の見直しの内容</p> <p>（1）合計所得金額（※1）から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除（※2）を控除する。（資料49-1）</p> <p>（2）住民税非課税の者について、合計所得金額から年金収入に係る雑所得（※3）を控除する。（資料49-2）</p> <p>2 介護保険料段階の判定に用いる所得指標の見直しに伴う介護保険システム（※4）の改修内容</p> <p>（1）長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を控除する見直し 長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除がある場合は、合計所得金額には「合計所得金額から特別控除額を控除して得た額」を用いて保険料段階の判定が行えるよう、次のとおり介護保険システムの改修を行う。</p> <p>① 税務情報システム（※5）から介護保険システムへ長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を登録する機能を追加する。</p> <p>② 介護保険システムの所得状況照会画面への長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を表示する。</p> <p>③ 介護保険システムへ入力処理により長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を登録する機能を追加する。</p> <p>④ 転入者等の前住所地等に対して行う所得照会（資料49-3）の項目に、長期譲渡所得、短期譲渡所得及び特別控除額を追加する。</p> <p>（2）住民税非課税の者について、年金収入に係る雑所得を控除する見直し 住民税非課税者について、年金収入に係る所得がある場合は、合計所得金額には「合計所得金額から年金収入に係る雑所得を控除して得た額」を用いて保険料段階の判定が行えるよう、介護保険システムの改修を行う。</p> <p>3 対象者 新宿区の第1号被保険者 68,735人（平成29年12月1日現在）</p> <p>※1「合計所得金額」 年金、給与、不動産、配当等の収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額の合計をいう。</p> <p>※2「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除」 特定土地区画整理事業や防災集団移転促進事業のために土地等を譲渡した場合（最大3,000万円）、居住用財産を譲渡した場合（最大3,000万円）等に認められる税法上の控除をいう。</p> <p>※3「年金収入に係る雑所得」 公的年金等収入額から公的年金等控除額を差し引いた後の金額をいう。</p> <p>※4「介護保険システム」 介護保険制度における被保険者の資格管理、保険料の賦課管理・収納管理、要介護認定申請の受付・要介護認定審査業務に係る受給者管理、給付実績管理等について、確実かつ迅速に事務処理をするため、平成11年10月から導入されたものをいう。（平成11年第1回及び第2回本審議会承認事項）</p> <p>※5「税務情報システム」 地方税法に基づく、特別区民税・都民税及び軽自動車税の賦課徴収等を管理するシステムをいう。（昭和62年第10回本審議会承認事項）</p>

件名 介護保険料段階の判定に用いる所得指標の見直しに伴う介護保険システム(ホストシステム)の改修について(情報項目の追加)

保有課(担当課)	介護保険課
登録業務の名称	介護保険料算定業務
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人の範囲 新宿区の第1号被保険者 2 記録項目 別紙1のとおり 3 記録するコンピュータ ホストコンピュータ(介護保険システム)
新規開発・追加・変更の理由	<p>介護保険制度上の介護保険料段階の判定に用いる所得指標の見直しに伴い、次のとおり介護保険システムの改修を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額の有無を判定し、特別控除額があった場合、合計所得金額は「合計所得金額から特別控除額を控除して得た額」を用いることとなったため 2 住民税非課税者について、年金収入に係る所得の有無を判定し、年金収入に係る所得があった場合、合計所得金額は「合計所得金額から年金収入に係る雑所得を控除して得た額」を用いることとなったため
新規開発・追加・変更の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 <ul style="list-style-type: none"> ・税務情報システムから介護保険システムへ長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を登録する機能の追加 ・所得状況照会画面への長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額の表示 ・入力処理により介護保険システムへ長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を登録する機能の追加 ・転入者等について前住所地等に対して行う所得照会の項目に長期譲渡所得、短期譲渡所得及び特別控除額を追加 ・長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除の有無を判定し、当該特別控除がある場合は「合計所得金額から特別控除額を控除して得た額」を用いて保険料段階の判定を行うために、判定に係る算定式の一部を変更する 2 <ul style="list-style-type: none"> ・住民税が非課税の者について、年金収入に係る所得の有無を判定し、当該所得がある場合は、合計所得金額には「合計所得金額から年金収入に係る雑所得を控除して得た額」を用いて保険料段階の判定を行うために、判定に係る算定式の一部を変更する
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 委託先が上記「新規開発・追加・変更の内容」欄に記載の各機能の追加及び算定式の変更の反映状況を確認するために実施するテストにおいては、ダミーデータを使用させる。 2 委託事業者が行うテスト環境での一連のプログラムの動作確認や処理が正常終了できるかの確認、本番環境への移行については、区職員が行う。また、実データを用いての機能の検証も区職員が行う。 3 委託事業者に、新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。
新規開発・追加・変更の時期	<p>本審議会承認後 開発着手(予定)</p> <p>平成30年6月から 改修後の介護保険システム稼働</p>

介護保険システムの改修により登録される情報項目

・保険料段階の判定等のため「所得状況照会画面」に保有する情報項目

被保険者基本情報（被保険者番号、住民番号、氏名、住所、生年月日、性別、年齢、要介護認定区分）、課税状況（課税区分、均等割額、所得割額）、合計所得、総所得、公的年金収入、控除額、課税標準額、年金所得、特別控除額（短期譲渡所得軽減、長期譲渡所得軽減、長期譲渡所得特定、長期譲渡所得軽減）

※ 上記下線項目は、今回、新たに追加する項目

上記下線項目以外は、平成11年第1回本審議会承認事項(情報項目)